平成２６年度

第１２回　定期総会報告書

八王子市町会自治会連合会

平成２６年5月２５日　１７時
会　場　エルシイ八王子

八王子市町会自治会連合会
平成２６年度

第１２回　定期総会次第

１．開会の辞

２．会長挨拶

３．議長選出

４．議事

第１号議案	平成２５年度　事業報告
第２号議案	平成２５年度　決算報告
第３号議案	平成２５年度　監査報告
第４号議案	会則の一部改定
第５号議案	平成２６年度　事業計画（案）
第６号議案	平成２６年度　予算(案)

５．退任町会自治会長に感謝状贈呈

６．閉会の辞

事　業　報　告

自　平成２５年４月　１日
至　平成２６年３月３１日

Ⅰ．総括

≪はじめに≫

私たち「八王子市町会自治会連合会（町自連)」は「向こう三軒両隣」を基本とした「助け合い」と「共助」の組織である町会・自治会等を地区ごとに纏めている団体である。

八王子市内の町会・自治会・管理組合は564団体156,404世帯(平成25年10月現在)が登録されているが、このうち「町自連」は323団体118,893世帯を擁し、八王子市の市内を代表する町会自治会の連合会となっている。

私たち活動の基本は、第一に各単位町会・自治会・管理組合の自主性を尊重しつつ活性化の促進、第二に集合体である地区連合会の定例会を毎月開催することで地域課題への対応、情報交換、更に「町自連」役員会の報告等を確実に各町会自治会に徹底周知すること、第三に地区連合会同士の情報交換と、広域にわたる課題の解決に向けた事業を進めていくことにしている。

このように、地区連合会の定例会を通じた地区毎の活動を中心に進めているが、未だに軌道に乗っていない地区連合会があることも厳然たる事実である。

これからもすべての地区連合会で、定例会が毎月又は少なくとも隔月には開催され、地域課題の解決に向けた努力が喫緊の課題として求められている。

又、私たち「町自連」は、八王子市内の町会・自治会・管理組合を代表する組織として、行政に対しても「町会・自治会・管理組合の位置づけ等についてしっかりと主張」し、併せて「協力するべきことは協力」することで、「町自連」の主張を行政に活かしてもらうことも積極的に進めている。具体的には、町自連・地区連合会に提起された行政に関わりのある課題や問題点、及び行政からの協力要請等については随時話し合いの場を持っていたが、今年度からは市長と定例的に話し合いの場を持つ事ができた。更に、行政主導の各種審議会・委員会等にも積極的に代表を送り込み「町自連」の主張を反映するべく努めてきた。

そこで、具体的な事業報告は次の通りです。

１、組織の拡大強化について

（１）地区連合会の定例会の実施について

昨年度は、聞き取り調査を実施したことで地区連合会の実態が明らかに

なったが、
課題解決への取り組みまでには至らなかった。しかし、引続き話合いを進め定例会の定着に向けた取組が求められている。

高齢化に伴い、解散する町会、町会を解散するわけにはいかないが、連合会に関わることまではできなくなった、等の話も寄せられており「高齢化」に対する支援策も喫緊の課題である。

（２）組織規模の適正化と拡大

前年度は西部地区において整理統合の合意が得られて 5 地区から４地区に纏められたが、今年度については具体的な動きは無かった。

地区連合会規程第１条２項（５町会以上で 2,000 世帯以上）の規程に沿っていない地区は、世帯数不足が中部地区・元横地区の２地区となり、町会数・世帯数共に不足するのは、中央部地区及び本町地区の 2 地区となった。この事項は、町自連結成以来の課題であり、当事者の規程に沿うべく努力の成果を形に現して欲しいものである。

（３）地区連合会活性化に向けた助成金の活用

① 東京都「地域の底力再生事業助成」の活用

上限 100 万円の助成があり大いに活用して地区連合会の事業に役立てて欲しい。活用については加住地区連合会のほか元横・中央部・西部第一・西部第三・淺川・横山南・元八・恩方・川口地区で受けており、経験した連合会に学ぶことが重要と思われる。

他に単一町会でも上限 20 万円の助成があり約 50 町会で活用されている。

② 八王子市「町会等地区連合会交流事業助成」の活用

平成 20 年度に予算 100 万円でスタートしたこの制度も、今年は 150 万円の予算規模となり地区連合会活動の大きな支えとなっている。

（４）町自連に未加入団体への加入促進

前項の「町会等地区連合会交流事業助成」制度は、町自連未加入の連合組織も行政に登録された連合組織は対象となるため、受付けることになっている。そこで、資料を送る中で加入の呼びかけを行っている。

しかし、町自連会則に適合する規模の連合会は１団体のみで、残りの６団体は 700 世帯～1700 世帯の小規模の連合会となっているので、地区連合会としての加盟は事実上難しく、既存の地区連合会に加盟して頂くことで引続き呼びかけていきたい。

（５）未加入町会の地区連合会加入の働きかけ

「町自連だより」を送り、我々の活動を知って頂くこと。その上で「新任町会長及び役員の研修会」「町自連研修会」にも参加を呼びかけて、肌で我々の活動を知って頂くことで、身近なものとして体感し、仲間意識を

通じて加入への意欲を感じてもらうように心がけている。

更に、直後の定例役員会において参加した町会名簿を配布し、加入の呼びかけをするように地区連合会長に要請してきた。

（６）「町会・自治会加入促進ハンドブック」の活用

4 月に発行された「町会・自治会加入促進ハンドブック「向こう三軒両隣」が、市内全ての町会自治会 564 団体に各 5 部が配布され、8 月に開催した「新任町会長および役員研修会」ではテキストとして活用したが、配布されたハンドブックの活用についてのチェックが出来ていないことも事実であり、検証していくことによってハンドブックを作成した目的が達成され、具体的な成果としては加入率の数字に現われてくるものと考える。

２、広報活動について

（１） 広報紙「町自連だより」の紙面改善に業者と協働で推進

私たちの活動を広く会員に知って頂くために、平成 17 年度から広報紙「町自連だより」を年 2 回発行し、各戸配布することで全会員に情報の提供を行う。併せて、未加入の町会・自治会・管理組合にも送付し情報の提供を行っている。

増大する費用の軽減策では、印刷業者と協議の結果、費用の不足分を広告で補うことで合意した。又、読者層を拡大するため生活関連記事を入れることで家族が見られるようになった。更に、Ａ４版８頁でカラー印刷とし年間４回の発行とした。今年は更に紙面改革で短歌・俳句・川柳の文芸欄を設置し読者参加の紙面づくり、また、季節感を出すために四季を表す色を取り入れた。

町自連の記事は３～４頁を確保し、積極的な協賛企業開拓を地区連合会長を通じても呼びかけ、併せて印刷会社にも新広告主の開拓の協力を要請し、新しい広告主については町自連の同意を得ることで、基本的には業者の協力を得ることができた。昨年度は１回当り 4 件の広告で赤字発行、今年度は１回当り 9 件でほぼ採算ペースに近づいた。特に 20 号、21 号は各 11 件の広告でほぼ採算ペースとなった。更に、会長をはじめ地区連合会長も積極的な協賛企業の開拓に努力していただき好転してきているが、固定した協賛企業の獲得に向け更に努力が求められる。

「読みやすい紙面」「家族で見られる紙面」をベースに皆さんからの紹介等、協力を得てスポンサー探しを、引続き積極的に進めていく必要がある。

（２） ホームページ「町自連（ちょうじれん)」を通して双方向の情報交換に努める。

平成 18 年 11 月開設以来７年を経過し、アクセス数も 11 万件、月 1,400 件を越えるようになった。そろそろトップ画面をはじめないようについても、検討することにしているが、財源の問題もあり具体的にはまだ手をつけていない。業者との話し合いも始めたばかりの状況でこれから具体的に検討することになる。

また、最低月 1 回の更新を実施してきたが、一方で広報紙「町自連だより」の限られた紙面との併用で、詳細記事はホームページを活用する事も考え、「より詳しい報告」ができるよう、更に務めていきたい。

（３） 身近な地域情報を発信するため、地区連合会の掲示板的なホームページの充実

ホームページ「町自連」をスタートさせた後、「地区連合会のホームページ」を立上げて地区連合会活動を支援することとなり、横山北地区連合会のホームページをモデルに、情報の提供を受けて更新する方法で拡大することになった。

そこで、元横・東南部・南部・千人町（現西部第二）・本町･東北部・淺川・横山北・元八・川口・加住・由井の１２地区で開設しているが、情報提供及び更新されているのは、南部・東北部・淺川・横山北・加住地区の５地区、平成 24 年度まで更新されたのは元横・東南部・千人町・本町地区の 4 地区、更に立ち上げたもののこの数年間機能していないのが元八・川口・由井地区の 3 地区となっている。早急に更新できる体制づくりに努めなければならない。

（４） 広報部及び地区広報部の充実強化を図る

広報紙「町自連だより」については、発行のたびに部会を開催し、記事集め等検討し、分担して作業を進めたが、ホームページ「町自連」の方までは手が回らなかった。

（５）ＩＴ化支援策及び高齢者支援策として「パソコン研修会」を引き続き実施

町会自治会活動の「ＩＴ化」支援及び高齢者のサロン活動支援策として、東京都「地域の底力再生事業助成」の助成金を受けてパソコン研修会を入門・初級・フォローアップの 3 コース（2 時間×１２回）を年間 2 回開催した。

受講者も、昨年は前期４０名、後期４２名と計８２名が受講したが、今年は前期３２名、後期２９名と計６１名の受講者で前年比２１名減となった。

平成１９年に開始した研修会も７年間の修了生は３９３名となった。団塊の世代が定年を迎えているなか、今尚、町会の役員、老人会の役員が参加していることは、まだ私たち活動の必要性を現しているものと考えざるを得ないが、申込み者の動向も見極めながら、撤退の時期も模索していか

なければならない。

３、 市長と町自連三役との定例懇談会の実施

昨年度に行政との話し合いの結果、定例の懇談会を開催することで合意していたが、日程調整の結果、第１回目が１０月２９日（火）に開催され、ＪＲ八王子駅北口周辺問題と防災無線の活用効果について話し合いが行われ、第２回目は４月１７日（木）に開催され、防犯カメラ問題と中核市問題のほかその他の話し合いで、今冬の大雪問題についても話し合った。

行政の窓口となる協働推進課との話し合いで年間２～３回開催することで合意していることから来年度には完全実施に向けて備えていきたい。

４、研修会

町会自治会活動の課題である「活性化」「人材育成」に、市の協力を得て「研修会」

を実施。

（１）新任町会長研修会

町会自治会等会長の在任期間が非常に短いため、町会の「必要性」、町会長の「役割」を理解できないままに退任するケースが多い。従って、次期会長に「引継ぎ」することが不充分な場合がある。

このことから、新任町会長及び役員を対象とした研修会を、行政の協力も得て町自連未加入団体にも呼びかけ平成２３年度からはじめた。

今年の研修会は、八王子市の組織改正を受け開催時期も８月とし、昨今の会員加入率の低下問題を取上げて、今春配布した「加入促進ハンドブック“向こう三軒両隣”」をサブテキストとして使用し、先進事例として「中野西三町会」の活動を披瀝してもらった。

３年目の今年は、１２２団体、１６４名の参加を得た。

（２）役員研修会

地区連合会の活動に活かしてもらうことを前提に地区連合会長の研鑽の場として実施している。

今回は、東日本大震災の被災地で、力強く復興を目指している福島県ひたちなか市の「久之浜商店街“通称＝浜風商店街”」を訪ねその意気込みと取組などを聞き、更に現地視察をおこなった。現地視察では、津波の被災地では建物が流された跡地がそのままで、やっと行政による跡地整理が始まったばかりで、まだ当時を思い起こさせる状況であった。

（３）研修会

毎年いちょうホールを利用して、日常活動に必要な研鑽の場として実施しているが、この研修会は、従来から町自連未加入町会にも呼びかけ参加

してもらっている。

今年は、自主防災団体連絡協議会(自防連)との共催で「防災講演会」を初めて実施した。テーマ等についても協議の結果、最近の異常気象が話題となり「温暖化と異常気象」を演題に、「八王子の特徴と防災」について、八王子市出身で元ＮＨＫ気象解説者の村山貢司気象予報士を講師に迎えて開催した。更に今回は久しぶりにアトラクションとして中央大学応援団チアリーディング部「SPIRITS」を招きチアリーディングの妙技を披露してもらった。

参加者は、町自連が６００名の枠に対し、申込者が５９３名、当日参加が４９６名、申込者に対する出席率が８６．４％で、従来の参加率とほぼ同様の結果となっている。

５、自治会活動賠償責任保険

町会自治会活動に住民が安心して参加できる保証としての「自治会活動賠償責任保険」に「町自連」が団体加盟したことで、最大の割引が適用されるため、多くの町会自治会が加入しやすくなった。

今年度の契約数は１６８町会（前年比７町会増）６６，４４３世帯（１，１２７世帯増）となった。

６、「ゆめおりファンド」についての課題

企業等が引越し等で不要となった機材等を、町会等で「有効利用」するため、仲介・斡旋をはじめ、わずかではあるが活用し、町会に感謝されている。しかし、平成２４年に一部供給された以降は、全く物件がなく対応策を行政に申し入れていたが、宝くじ財団のシステムを活用して一定額の供給が可能になり、平成２６年度から実施されることになった。

新たな制度は「備品設備補助制度」として、八王子市及び東京都を通じて実施されるもので、平成２６年度予算案に計上させる事となった。

7、「救急医療情報カード」の取組み

「八王子市高齢者救急医療体制広域連絡会（略称＝八高連）」に加わり、「救急医療情報カード」を作成し、高齢者を中心に市民に普及し利用を訴えることで、私たち町自連も全面的に協力してきたが、このカードは高齢者中心にスタートしたが、数年前から各種の「救急医療カード」が出回っており、各町会が個々に独自のカードを使用している現実があり、町会の一部では混乱をきたしている事実もあり、全市的な普及には至っていない。そこで、全市民を含めた「統一カード」の必要性を「八高連」に申し入れたが、具体的には進んでいない。再度「八高連」に働きかけを強め協議を進める必要がある。

8、まとめ

この１年間は、市長との定例懇談会の実施、ゆめおりファンドの発展的な新制度スタート等、新たな成果のほか、まだ不充分な部分はあるものの、一歩一歩前進していることは明らかで、これからも「向こう三軒両隣」を基本とした、助け合いの組織として活動していかなければならない。

Ⅱ．　会議

１．三役会

定例三役会　⇒　定例役員会の午前中に開催

２、役員会

定例役員会　⇒　毎月第２火曜日の午後に開催

平成 25 年 4 月 9 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項
   (1)「社協だより」募金報告に関するお詫び・・・・・・・・・八王子市社会福祉協議会
   (2)「市長と語る」開催日程の件・・・・・・・・・・・・・・政策審議室公聴担当
2. 平成 25 年度町会自治会長名簿作成の件
3. 平成 25 年度年間計画の確定について
4. 平成 24 年度決算及び平成 25 年度予算案（財源確保問題を含む）について
   (1) 平成 25 年度予算試算表により各項目詳細説明。
   (2) 平成 24 年度決算収支分析表により補足説明・・・田中監事
4. 役員選考委員会の件
   (1) 役員選考規程に基づき委員を決定した。
5. 加入促進ハンドブックの件・・・事務局長
6. 専門部関係
   (1) 総務部
      ①　定期総会の件
      ②　新任町会長研修会の件
      ②　事業報告及び事業計画の件
   (2) 事業部
   (3) 広報部
7. 都町連報告
8. 出向者人事の件　　年度替わり及び町自連役員交代による交代について

9. 出向者報告の件

（1）八王子市まちづくり審議会報告・・・田中監事

（2）八王子市都市計画マスタープラン検討委員会報告・・・田中監事

（3）八王子市社会福祉協議会第 4 回理事会報告・・・田中監事

10. その他

（1）　新事務局職員紹介

平成 25 年 5 月 7 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

(1)「2013 八王子環境フェスティバル 」への協力依頼・・・・・・環境政策課

(2) 第 3 回浅川写真コンクールの件・・・・・・・・・・・・・・・水環境整備課

(3) 東京国体「自転車ロードレース」警備の件・・・・・・・・・国体推進室

(4) 町会関係担当の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・協働推進課

2. 平成 25 年度町会自治会長名簿作成の件
3. 平成 25 年度年間計画の確定について
4. 役員会選考委員会の報告
5. 平成 24 年度事業報告の件
6. 平成 24 年度決算及び監査報告の件
7. 平成 25 年度事業計画(案)の件
8. 平成 25 年度予算(案)の件
9. 自主財源確保問題の件
10. 専門部関係

（1）総務部

①　定期総会の役割分担の件

②　新任町会長研修会の件

（2）事業部

（3）広報部

11. 都町連報告
12. 出向者人事の件
13. 地区連合会の報告

由井地区田中会長より新連合会長の件状況報告

14. その他

(1)　新事務局職員紹介

(2)　自動販売機放火の件・・八王子消防署

(3)　「こども安全ボランティア」腕章貸与の件

(4)　老人会減少防止の件・・・西部第三地区連合会長

（5）緑町地内強奪事件について・・・南部地区連合会長
(6)　渡辺良治　副会長・浅川地区連合会長・・退任挨拶
田中泰慶　監事・由井地区連合会長・・退任挨拶

平成 25 年 6 月 11 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項
（1）「八王子まちナビ」の紹介・・・サイバーシルクロード八王子・八王子まちナビ事務局
（2）「イザ！カエルキャラバン！」かえっこしながら防災を学ぶ・・・・共立女子学園
（3）「地域の防火防災の取組みを教えて下さい」の案内・・・・・・・八王子消防署
（4）「八王子まつり」協賛のお願い・・・・・・・・・・・・八王子まつり実行委員会事務局
（5）会員募集への協力依頼・・・・・・・・・・・・・・・・・八王子市社会福祉協議会
（6）電気料金メニューのご案内・・・・・・・・・・・・・・東京電力八王子支社
（7）「ずっと自宅で暮らすためのヒント＆安全・安心相談会」の説明
・・・・・介護保険課、NPO はちふく・ねっと
（8）八王子市都市計画マスタープラン検討委員会の中間報告・・・・都市計画室
（9）自防連会長交代挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・防災課
2. 定期総会後の体制について
3. 25 年度役員名簿配布の件
4. 懇親会決算報告・・・事務局長より報告
5. 年間計画の件
6. 専門部の分担確認
7. 総会欠席者への資料配布と感謝状の配布
8. 町会自治会研修会の件・・・総務部担当
開催日変更、　6 月 22 日から 8 月 31 日へ変更。
9. 単位町会・自治会の年間行事計画の提出依頼の件.
10. 「地区交流事業補助金」申請の件
11. 「自治会活動賠償責任保険」の件
12. パソコン研修会の件
13. 都町連の報告
14. 出向者人事の件
（1）地区連合会長交代者分の後任選出の件
駅伝実行委員会　運営委員の推薦 8 名・・実行委員会
社会福祉協議会評議員候補 12 名

15.　出向者報告の件

(1)　八王子市社会福祉協議会第１回理事会報告・・・田中事務局次長

(2)　八王子市社会福祉協議会第２回理事会報告・・・田中事務局次長

(3)　八王子市地域包括支援センター運営協議会報告・田中事務局次長

(4)　八王子市都市計画マスタープラン検討委員会報告・田中事務局次長

16.　地区連合会の報告

(1)　「北条氏照まつり」町自連の後援依頼・・・町田元八地区連合会長

17.　その他

(1)　印刷機導入の件

リソー科学　５年リース　月額 8,925 円

町会・自治会利用

市民センターと同様にマスター代 50 円、印刷代１枚１円、用紙持込み。

平成 25 年７月９日(火)

1. 関係機関の要請依頼事項

(1)「不動産街頭無料相談会」回覧の依頼・・・・・東京都宅地建物取引業協会八王子支部

(2)「都市計画シンポジュウム開催について」・・・・・都市計画室

(3)「スプレー缶類」分別変更のお知らせ・・・・・・環境部ごみ総合相談センター

(4)「高齢者の見守り協定」締結の件・・・・・・・・健康福祉部高齢者支援課主査

(5) 八王子まつりについて・・・・・・・・・・・・・ふれあい財団コミュニティ振興課

2. 地域防災計画について・・・・・・・・・・・・・・・・防災課

地域防災計画の修正について資料配布し説明

3.「平成 25 年度町会自治会長名簿」貸与について

4.「地区交流事業補助金」申請の件

5.「自治会活動賠償責任保険」契約状況について

6. パソコン研修の件・・・事務局長より報告

7.「町自連会費」徴収の件

8. 専門部関係

(1) 総務部・・・・・・・・・・・廣元部長

✧ 新任会長研修会８月 31（土）開催の件

(2) 事業部・・・・・・・・・・・山崎部長

✧ 事業部会を７月 24 日(水) 9：00～11：30　開催する。

✧ 年間計画表の予定表に記載の予定について再確認。

11 月 13 日（水）14 日（木）役員研修会
1 月 11 日（土）新年会
2 月 19 日・20 日（いずれか）町自連研修会

（3）広報部・・・・・・・・・・成瀬部長

9. 都町連の報告
- ✧ 都町連定期総会報告
- ✧ 常任理事会報告
- ✧ 地域の底力再生事業に関して

10. 出向者人事の件・・・事務局長より説明
11. 出向者報告
(1) 八王子市地域包括支援センター第２回運営協議会報告・・・田中事務局次長
(2) 八王子市まちづくり審議会報告・・・・・・・・・・・・・・田中事務局次長
(3) 認知症高齢者ネットワーク会議報告・・・・・・・・・・・・田中事務局次長
12. その他
(1) 印刷機設置の件・・・・・・・リソー科学　・６年リース
貸出利用・・・・・・・・町会・自治会に限る
利用料金について原紙（マスター代）　１枚 50 円、　印刷代１枚１円、用紙持込みに限る。

平成 25 年 8 月・・・休会

平成 25 年 9 月 10 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項
(1)「第 9 回八王子古本まつり」後援依頼の件・・・・八王子古本まつり実行委員会
(2)「まちづくり研修会/首都直下型地震への備え」ポスター掲示依頼の件
・・・・（公財）東京都都市づくり公社
(3)「土砂災害防止」に関する調査について・・・・・東京都南多摩西部建設事務所
(4)「第 6 回国民体育大会」の開催について・・・・・・・・国体推進室
(5)「青年ライブステージ」回覧・ポスター掲示依頼・・・・・八王子市教育委員会
(6)「全関東 八王子夢街道駅伝競走大会」ボランティア募集の件・・実行委員会事務局
2. 元八地区連合会長交代の件
3. 平塚市自治会連絡協議会の研修のため来訪について・・・事務局長
4.「町会等地区連合会交流事業補助金」の件・・・事務局長
5. パソコン研修会の件・・・事務局長

6. 専門部関係

（1）総務部・・・廣元総務部長

新任町会・自治会長及び役員研修会の報告

（2）事業部・・・山崎事業部長

① 役員研修会の件

② 町自連研修会の件

（3）広報部・・・成瀬広報部長

① 町自連だより 20 号の件

② 町自連だよりの広告募集の件

7. 都町連の報告・・・事務局長より説明。

（1）地域防災学習交流会の件

（2）個人情報保護制度説明会の件

（3）地域の底力再生事業助成について

（4）多摩地区連合会との話し合いの件

（5）全国自治会連合会川越大会の件

（6）都議会自民党との意見交換会の件

8. 出向者報告の件

(1) 八王子市地域包括支援センター運営協議会　報告・・・田中事務局次長

9. 地区連合会の報告

（1）元横地区連合会・・・ふれあい交流会　10 月 13 日田町ﾒｲﾝｽﾄﾘｰﾄにて実施。

（2）浅川地区連合会・・・都の「地域防災学習交流会」C コース「避難所運営の手順と方法」を受講した。

10. その他

（1）元八地区の北条氏照まつりは雨天の場合の開催について

（2）東京オリンピックの開催が決まったが、7 月末からの暑い時期を避ける開催期間を東京都へ具申できぬか。

平成 25 年 10 月 8 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

（1）いちょうまつりの回覧依頼・・・・いちょうまつり祭典委員会　生永副会長

（2）「平成 25 年度八王子社会福祉協議会授賞式」後援依頼の件

・・・・・八王子社会福祉協議会

（3）「第 3 回ガスパールカサド国際チェロ・コンクール iN 八王子」回覧依頼の件

・・・（公財）ふれあい財団　三宅理事長，

(4)「土地利用計画」の報告・・・・・・・・・・都市計画部土地利用計画課

2. 平塚市自治会連絡協議会（研修会）来訪の件・・・・事務局長より説明

3.「町会等地区連合会交流事業補助金」の件・・・事務局長より報告。

4. パソコン研修会後期受講生募集の件・・・事務局長より報告

5. 専門部関係

(1) 総務部・・・・・・・・・・・廣元部長

(2) 事業部・・・・・・・・・・・山崎部長

① 役員研修会 11 月 13 日･(水)14 日(木)

② 町自連研修会

(3) 広報部・・・・・・・・・・・成瀬部長

6. 都町連の報告・・・事務局長より報告・説明。

(1) 常任理事会報告

①「東京防災隣組」第 3 回認定について

②「地域の底力再生事業助成」について

③ 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会承知活動への御礼

④ 都町連宿泊研修会の開催について

(2) 都議会自民党、町会・自治会等振興議員連盟との意見交換

② 平成 25 年度「地域力向上事業」について

② 平成 25 年度「地域の底力再生事業助成」について

③ 地域防災学習交流会の実施状況について

① 「東京防災隣組」第 3 回認定について

② 平成 26 年度東京都への要望について

③ 意見交換

7. 出向者報告

(1) 地域包括センターの運営協議会報告・・・・・・・・・・・・・田中事務局次長

① 組織変更及び事務局体制について

② 圏域変更及び今後のセンターのあり方に関するアンケートの結果について

③ 八王子市認知症早期発見・早期診断推進事業業務委託について

④ 社会保障審議会介護保険部会等の情報提供について

(2) 平成 25 年度八王子市社会福祉協議会「第 4 回理事会」報告・・田中事務局次長

(3) 平成 25 年度八王子市社会福祉協議会「第 2 回評議員会」報告・・加住地区大澤会長

8. 地区連合会の報告

(1) 中央部地区連合会・・・青木連合会長より防災訓練実施について報告

(2) 元横山地区連合会・・・秋間連合会長より第 4 回ふれあい交流会実施について
報告。

9. その他

(1) 南部地区中島会長より新加入の報告。

平成 25 年 11 月 12 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

(1)「公園内土地占有許可申請」について・・・・・・・・・・・・公園課

(2)「納税口座促進ポスター」掲示のお願い・・・・・・・・・・・納税課

(3)「年末年始のゴミ・し尿などの収集」について・・・・八王子ごみ減量対策課

(4) 国民体育大会終了のお礼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・国体推進室

2. 「市長と町自連との懇談会」報告・・秋間会長

3. 平塚市自治会連絡協議会が研修で来訪の件

4. パソコン研修会の件・・・事務局長より報告

5. 専門部関係

(1) 総務部・・・・廣元部長

(2) 事業部・・・・山崎部長

① 役員研修会について

② 新年懇親会の件

③ 町自連役員研修会について

(3) 広報部・・・・成瀬部長

広報紙「町自連だより 21 号」について

6. 都町連の報告・・・事務局長

(1) 常任理事会報告

(2) 地域の底力再生事業助成について

(3) 全国自治会連合会埼玉川越大会報告。

7. 出向者報告

(1) 子ども・子育て支援審議会報告・・・・・・・・・栗本由木地区連合会長

(2) 子ども・子育て支援審議会第 1 回事業部会報告・・栗本由木地区連合会長

(3) 八王子市消費生活審議会報告・・・・・・・・・・・栗本由木地区連合会長

(4) 八王子市温暖化防止センター運営委員会報告・・・上田東部地区連合会長

(5) 八王子市都市計画マスタープラン検討委員会報告・・田中事務局次長

8. その他

(1)「第 6 回八王子綾南公園さくら祭り」後援依頼の件

(2)「まちむら」123 号の配布の件・・・事務局長

(3) 防犯グッズ整理の件・・・事務局長

(4)　大島災害募金について・・・秋間会長より

平成 25 年 12 月 10 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項
   (1)「八王子税務署からの確定申告のお知らせ」回覧依頼・・・・・・八王子税務署
   (2) 交通災害共済（ちょこっと共済）ポスター掲示依頼・・・・・・市民生活課
   (3)「市民フォーラム・未来を語る」の件　・・・・・・・・・・・八王子市広聴課長
2. 平塚市自治会連絡協議会（研修会）来訪の件・・・・事務局長より説明
3. 専門部関係
   (1)　総務部・・・廣元総務部長
      ✧ 新任会長研修会のアンケート集計結果報告
   (2)　事業部・・・山崎事業部長
      ①　役員研修会 11 月 13 日･(水)14 日(木) の報告
      ②　新年懇親会の件⇒平成 26 年 1 月 11 日(土)
      ③　町自連研修会
         ✧ 開催日・・・・・2 月 20 日（木)
         ✧ 場所・・・・・・いちょうホール
   (3)　広報部・・・・成瀬部長欠席につき事務局長より報告
      広報紙「21 号町自連治会だより」について
4. 都町連の報告　・・・・前野事務局長
   (1)　常任理事会報告
      詳細は添付資料参照の事
      地域の底力再生事業について
   (2)　都町連 30 周年記念事業及び記念式典の件・・・・秋間会長より説明
5. 出向者報告
   (1) 第 3 回八王子市社会福祉協議会評議員会報告・・・加住地区大澤会長
      詳細は配布文書参照
   (2) 八王子市社会福祉協議会第 5 回理事会報告・・・・ 田中事務局次長
      詳細は配布文書参照
   (3)　地域包括支援センター第 5 回運営協議会報告・・・ 田中事務局次長
      詳細は配布文書参照
   (3) 八王子市市民企画事業補助金審査委員会報告・・・・・・浅川地区水野会長
   (4) 八王子市動物の愛護及び管理に関する条例制定協議会報告
      ・・・東北部地区大谷会長
   (5) 老人会の「祝いの会」開催の在り方について検討・・・東南部水城会長
6. 地区連合会の報告

(1)　11 月 24 日に防災訓練を企画実施報告・・・・・・・・浅川地区水野会長
(2)　9 月上旬、ニュースポーツ大会開催報告・・・・・・由木地区栗本会長
(3)　11 月 27 日、日の出町の二ツ塚廃棄物処分場見学報告・・川口地区原田会長
(4)　千葉市新港クリーンエネルギーセンター見学報告・・・横山北地区生永会長
(5)　江東区国土交通省防災センター見学・・・・・・・・・加住地区大澤会長
(6)　由井地区 31 名で横須賀に視察研修報告・・・・・・・由井地区高橋会長

7. その他
(1)　防犯グッズ整理について
(2)　八王子まつり協賛の件

平成 26 年 1 月 14 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項
(1)「八王子税務署から確定申告に関するお知らせ」の回覧依頼・・・八王子税務署
(2)「消費者市民社会を考える集い」開催のお知らせの件・・八王子市消費者生活ｾﾝﾀｰ
2. 平塚市自治会連絡協議会が研修で来訪の件・・・事務局長
3. 専門部関係
(1)　総務部・・・・廣元部長
(2)　事業部・・・・山崎部長
①　新年懇親会の件
②　　町自連役員研修会の件
(3)　広報部・・・・成瀬部長
①　広報紙「町自連だより 21 号」について
4. 都町連の報告
(1)　都町連 30 周年記念事業及び記念式典の件・・・事務局長より
5. 出向者報告
(1)　第 2 回八王子市消費生活審議会報告・・・・・・・・・・栗本由木地区会長
(2)　八王子市子ども子育て支援審議会第 2 回事業部会報告・・栗本由木地区会長
(3)　第 6 回八王子市都市計画ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝ検討委員会報告・・・・・田中事務局次長
(4)　高尾安全協議会の交通安全パレード実施について・・・生永横山北地区会長
6. 地区連合会報告
(1)　元八地区連合会長交代の報告・・・・・福田元八地区連合会長代理
7. その他
(1)　大島義援金募金の中間報告・・・事務局長
(2)　2 月定例役員会開催日　2 月 11 日　祝日開催の確認

平成 26 年 2 月 11 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項
   (1) 「振込め詐欺見張隊」設置世帯募集の件・・・・・・・・・・・・八王子警察署
   (2) 「春の火災予防運動」関連のお知らせ・・・・・・・・・・・・・八王子消防署
   (3) 平成 26 年度「市長と語る」日程について・・・・・・・・・・・広聴課
   (4) 八王子音楽祭「音楽でつながろう、八王子」後援依頼の件・・・ふれあい財団
2. 伊豆大島義援金の件
3. 市長との懇談会の件
4. 専門部関係
   (1) 総務部・・・・廣元部長
   (2) 事業部・・・・山崎部長
      ① 町自連研修会の件
   (3) 広報部・・・・成瀬部長
5. 都町連の報告
   (1) 常任理事会報告
   (2) 都町連 30 周年記念事業及び記念式典の件
   (3) 25 年度地域の底力再生事業助成　第 4 回・第 5 回対象事業の決定。
   (4) 26 年度地域の底力再生事業助成について
6. 出向者報告
   (1) 八王子市子ども子育て支援審議会第 2 回　報告・・・・・・・栗本由木地区会長
   (2) 八王子市子ども子育て支援審議会第 3 回事業部会報告・・・・栗本由木地区会長
   (3) 第 6 回地域包括支援センター運営協議会・・・・・・・・・・田中事務局次長
   (4) 敬老の集いについて　報告・・・・・・・・・・・・・・・・水城東南部地区会長
   (5) 八王子インター北地区複合拠点施設計画について報告・・・・大澤加住地区会長

7. 地区連合会報告
   (1) 由井地区　訃報通知　現小比企二丁目町会長　報告
   (2) 川口地区　福島県視察研修を実施報告
8. その他
   (1) 中部地区平澤会長より八王子市身体障がい者福祉協会の配布物の件

平成２６年３月１１日（火）

Ⅰ. 関係機関の要請・依頼事項
   (1)「2014 健康フェスタ」参加のお願い・はちおうじ健康づくり推進協議会秋間会長

   (2) 平成 26 年度「日赤社資」募集及び「日赤奉仕団」の件・・・・健康福祉総務課

(3) シンポジゥム「全国的な人口減少と「つながり」の大切さ・・・・・都市戦略課

1. 平成 26 年度町会・自治会長名簿作成の件
2．伊豆大島義援金の報告
3・市長との懇談会のテーマについて
4．「町会・自治会設備整備補助金」制度の件
(1) 総務部・・・・廣元部長欠席のため今泉副会長
① 定期総会の件
② 新任町会役員研修会

(2) 事業部・・・・山崎部長、欠席のため塩野副会長より
① 町自連研修会の件
参加者集計及び決算報告・・・事務局長説明
(3) 広報部・・・・成瀬部長
広報紙「町自連だより 22 号」について

5・都町連の報告・・・事務局長
常任理事会報告
✧ 「地域における見守り活動支援事業補助金」防犯関係の整備について
✧ 「都町連名簿について・年度替わりにつき、改訂調査の協力」のお願い
✧ 「26 年度地域の底力再生事業助成」につきハンドブック配布により説明

6．出向者報告、
(1) 八王子市子ども子育て支援審議会第 4 回事業部会報告・栗本由木地区会長
(2) 八王子市子ども子育て支援審議会第 3 回会議報告・・ 栗本由木地区会長
(3) 八王子市子ども子育て支援審議会第 5 回事業部会報告・栗本由木地区会長
(4) 第 7 回地域包括支援センター運営協議会報告・・・ 田中事務局次長
(5) 平成２５年度地域包括支援センター運営協議会第 1 回作業部会報告
・・・・田中事務局次長

7．地区連合会報告
(1) 由木地区（栗本会長）
✧ 鑓水第 2 団地について、3 月の役員会に於いて 26 年度より
加入に向けて準備中、
✧ 26 年度の予算について（地区連絡費）に関し検討を要望
(2) 加住地区（大沢会長）
✧ 平成 26 年 4 月 5 日,滝山城址「さくらまつり」を実施の件

８・その他・・・・・前野事務局長

(1) 平成 26 年度「地域の底力再生事業助成」ガイドラインの配布

(2) 平成 26 年度「地域交流事業補助金」申請受付の件

(3) 4 月度定例役員会開催時間の件

◎入学式と重なるため時間変更

平成 26 年 4 月 8 日（火）3 役会は 13:00 より

地区役員会は 14:00 より開催

平成25年度　決算報告書

自　平成25年4月　1日
至　平成26年3月31日

収入総額　9，787，410円
支出総額　9，260，680円
差引残高　526，730円

収入の部　　差額欄の△は予算比減少　単位＝円

No.	項　目	予算額	決算額	差額	適　要
1	会　費	2,400,000	2,375,860	△ 24,140	22地区　118,793世帯
2	特別会費	345,000	444,500	99,500	役員研修300千円　都町連119千円　全自連25,500
3	市補助金	4,500,000	4,500,000	0	地区交流1,500千円、加入促進・広報他3,000千円
4	その他補助金	1,050,000	782,000	△ 268,000	地域の底力再生事業助成　H24=500千円、H25前渡=282千円
5	保険手数料	400,000	400,000	0	自治会活動賠償責任保険取扱手数料
6	雑　収　入	937,413	907,463	△ 29,950	利息373円　ﾊﾟｿｺﾝ研修884千円　総会懇親会20千円
7	小　計	9,632,413	9,409,823	△ 222,590	
8	前年度繰越金	377,587	377,587	0	
	合　計	10,010,000	9,787,410	△ 222,590	

支出の部　　差額欄の△は予算比減少　単位＝円

No.	項　目	予算額	決算額	差額	適　要
1	総　会　費	155,000	137,771	△ 17,229	
2	事　業　費	1,015,000	896,348	△ 118,652	ﾊﾟｿｺﾝ研修講師料他
3	地区交流費	1,500,000	1,481,475	△ 18,525	町会等地区連合会交流事業補助金
4	活　動　費	5,000	0	△ 5,000	
5	研　修　費	980,000	1,016,749	36,749	役員研修会・新任町会長研修会・全体研修会ほか
6	広　報　費	1,960,000	1,942,700	△ 17,300	町自連だより（年4回）
7	会　議　費	40,000	32,710	△ 7,290	
8	通信・配送費	418,000	336,095	△ 81,905	町自連だより送料含む
9	事　務　費	502,000	602,700	100,700	
10	人　件　費	2,151,000	2,045,675	△ 105,325	事務局長他職員2名
11	渉　外　費	200,000	278,000	78,000	
12	都　町　連	120,000	110,000	△ 10,000	
13	慶　弔　費	30,000	150,000	120,000	6件 香典　6万円、生花　9万円
14	役員交通費	20,000	15,400	△ 4,600	
15	備品設備費	183,000	62,030	△ 120,970	ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰ・ﾌﾟﾘﾝﾀｰ修理ほか
16	図書・資料費	10,000	9,800	△ 200	
17	定期預金	400,000	0	△ 400,000	
18	八王子市返戻金	22,560	22,560	0	交流事業補助金返還分
19	雑　　費	34,440	120,667	86,227	ﾊﾟｿｺﾝ研修会・振替手数料他
20	小　計	9,746,000	9,260,680	△ 485,320	
21	予　備　費	264,000	0	△ 264,000	
22	次期繰越金	0	526,730	526,730	
	合　計	10,010,000	9,787,410	△ 222,590	

特別会計決算書

No.	項　目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘　要
1	特別預金	500,000	0	0	500,000	郵貯定額預金
2	自治会活動保険	404,695	7,570,108	7,572,584	402,219	期中減には手数料一般会計振替400千円含む
	合　計	904,695	7,570,108	7,572,584	902,219	

繰越金明細

預金	432,378	⇒ みずほ　301,860円　郵貯　130,518円
現金	94,352	
合計	526,730 円	

前記の通り決算報告いたします。

会長 秋間利久

会計 廣元　浩

前記の会計収支について、監査の結果相違ないことを認めます。

平成26年4月30日

監事 磯瀬義雄

監事 山崎勲夫

平成２６年度　事業計画

【基本的姿勢】

私たち「町自連」は、「向こう三軒両隣」を基本理念とした「隣組」の助け合い組織で、八王子市内の町会・自治会・管理組合を代表する組織として行政機関や関係諸団体へ「市民の声」を届けると同時に、入手した情報を町会・自治会・管理組合の組織を通じて市民に提供し利便性の向上を図る活動を展開する。

私たち「町自連」は、第一に単位町会自治会等の自主性を尊重し、第二に地区連合会の活動を基本にして、第三に地区連合会相互の情報交換をはじめ広域にわたる問題を取り上げて、関係機関と協議し改善を図ると同時に親睦を深める活動を展開する。

更に、未加入の町会自治会にも呼びかける事で組織の拡大・強化を図る。

以上の基本的立場から下記の事業に取組むこととする。

１．市民の声を行政に届けると同時に行政と連携を図り、協働して事業を推進し、町会自治会活動の活性化を図る。
２．地区連合会を活性化するために、東京都の「地域の底力再生事業助成」事業及び八王子市の「町会等地区連合会交流事業補助金」を活用し、地区連合会の再編成を含めた地域連携の輪を広げることに努める。
３．「町自連」の活動を、広報活動を通じて広く周知し、併せて組織強化を図ると共に、未加入の町会・自治会・管理組合にも、積極的に情報を発信し広く加入を呼びかけて組織の拡大強化を図る。
４．町会自治会等のＩＴ化を行政と協働して推進し、双方向の情報交換ができるように努める。
５．高齢化社会へ対応し福祉活動を、関係諸団体と連携して推進する。
６．環境対策の推進、分別収集、リサイクル活動の充実強化に協力する。
７．交通安全・防犯・防火防災等各種団体との連携を密にして、市民生活の安全確保と生活向上、防災思想の普及強化を図る。
８．青少年の健全育成活動を、関係諸団体と連携して推進する。

【今年度の重点事業】

町自連の基本的立場８項目に対し、今年度の重点事業は下記の通りとする。

１．組織の拡大強化

(1)　地区連合会活動について、毎月又は隔月毎の定例会開催を定着させ、地区連合会活動の活性化に努める。そのために必要な地区連合会の統合・分割も含め

有効な方策を検討し推進する。

(2) 地区連合会活動を活性化させるために、東京都の「地域の底力再生事業助成」事業の補助金及び八王子市の「町会等地区連合会交流事業補助金」を活用して推進する。

特に、東京都の「地域の底力再生事業助成」は、地区連合会では上限 100 万円、単位町会で上限 20 万円の事業助成が受けられるので事務局に問い合わせて欲しい。

(3) 加入促進活動について

町会自治会への加入率が減少している現実を直視し、歯止めをかける活動を展開するために、市と協働で作成した「町会・自治会加入促進ハンドブック」を活用し具体的な活動を推進する。

① 単位町会･自治会の会員増加に取組む。

「向こう三軒両隣」のつながりを強め「助け合い」の組織強化を図る。

② 町自連未加入の町会・自治会等に、町自連への加入を働きかける。

③ 町自連未加入の町会・自治会連合会等に、町自連への加入を働きかける。

２．町自連の活動を知って貰うための活動を強力に展開する。

「町自連」の活動は、未だに市民の認知度は低く知られていない。私たちの活動をもっと市民に知ってもらうことが､町自連組織の拡大と強化につながり「地域力」の強化につながってくる。そのために次のことに展開する。

（１）広報活動の強化

広報紙「町自連(ちょうじれん)だより」及びホームページ「町自連(ちょうじれん)」を通して情報を発信する。情報発信の体制作りのため広報部及び地区広報部の充実強化を図る。

（２）広報紙「町自連(ちょうじれん)だより」

① 読みやすい紙面､家族ぐるみで読める紙面､を目指し紙面の改善を図る。

② 事業報告の記事のほか、事業予告記事を掲載する。

③ 身近な地域情報、町会情報を掲載する。

④ 経費削減のため固定した協賛広告スポンサーを集める。

（３）ホームページ「町自連(ちょうじれん)」

① 新しい情報をタイムリーに発信する。

② 身近な地域情報､町会情報をタイムリーに地区連合会のホームページで発信する。

④ 町会・自治会のホームページをリンクさせる事で町会情報の一元化に努める。

３．町会自治会活動の課題「活動の活性化」について

私たちが抱えている「高齢化に伴う人材発掘」「人材の育成」について八王子市と協働して「研修会」等必要な措置を講じる。そのための町会自治会に対する具体的な支援策についても八王子市と協議を進める。

また、町会自治会活動のＩＴ化支援策と高齢者の見守り事業支援策して「パソコン研修会」を引続き開催する。

４．自主財源の確保について

町自連は結成されて１０年、この間活動領域を拡大してきた。特に多摩地区で初めての東京都町会連合会（以下「都町連」という）への加入をはじめ、平成１７年と平成２４年の２度にわたる「事務交付金」の３０円増額、行政施策に対する市民の要望を反映させる取り組みなど数多く進めてきている。

こうした中で、活動領域の拡大に伴い昨年４月から事務局体制も強化してきた。しかし、一方で大きな課題は財政問題である。平成２４年度には「特別会計」の１５０万円から１００万円取崩し予算執行をせざるを得なかった。

健全財政の確立は喫緊の課題となっている。当該年度収入総額に対する自主財源（会費・保険手数料）比率が３０％を割り込んでおり、平成２４年度２，７７１千円で２３．１％、平成２５年度２，７７６千円で２９．５％、２６年度予算（案）では２，７６４千円で２１．６％となっている。

そこで、平成２６年度も、関係者の協力を得ながら、次の取り組みを重視して取組んでいきます。

（１）「加入促進ハンドブック」を活用し、町自連未加入団体（２４１団体）や町会自治会未加入者の「加入促進」を積極的に取組む。加えて、自治会活動賠償責任保険の加入を積極的に呼びかけ加入に結びつけていく。

（２）八王子市からの補助金は、町自連の要請によって前年度比３６０万円増額し８１０万円となったが、複数項目に使用できるのは３３０万円で引き続き「行政のパートナー」に相応しい補助金の増額を要請する。

（３）経費の節減と事業の見直しを実施する。

① 地区連絡費（前年実績１６２千円）は、平成２５年度から廃止した。

② パソコン研修受講料を１２千円に引き上げたことで、ＮＰＯ団体の受講料と変わらなくなったが、丁寧な講師陣が好評で、希望者は依然として多いことから「東京都の地域の底力再生事業助成」を活用することとする。

③ 広報費とりわけ「町自連だより」の経費節減を図るため、各地区連合会及び加盟する各町会自治会の全面的な協力を頂き、広告主を確保して広告収入の拡大に努める。

④ 職員の人件費は東京都の最低賃金を守るため、前年比若干の値上げとなる

が、事務局長の人件費は財源確保まで据置くこととする。

以上の内容について、町自連は健全財政確立に向けて全力をあげて取組まなければならない。その結果を検証し、町自連会費の値上げを含めた会費のあり方について、更に議論していく必要がある。

５．その他

重点項目は、前４項目だが、その他の継続事業として下記３点を列記する。

（１）町会自治会活動に、住民が安心して参加できるように「自治会活動賠償責任保険」の普及に努める。

（２）「ゆめおりファンド」から「町会・自治会設備整備支援補助金」に転換

八王子市と八王子市市民活動協議会が協働運営している「ゆめおりファンド」は、企業の社会貢献活動として備品等を供給し地域活動団体に提供するものであるが、約２年近くは供給が全くなくて、問い合わせがあっても見通しが立たない状況であった。

そこで昨年から行政でも新たな方策を検討し、結果として「宝くじ財団」を活用した「町会・自治会設備整備支援補助金」制度を平成２６年度よりスタートさせることになった。対象は、市内すべての町会・自治会が対象となるが、窓口は町自連となる。

（３）東京都町会連合会及び多摩地区連合会との連携について

東京都等の行政情報及び他の連合会情報等をタイムリーに得ることで、連携を強化して町自連の活動に活用していきたい。更に、多摩格差をなくすためにも多摩地区の連合会との連携に取組む。

平成26年度　予算

自　平成26年4月　1日
至　平成27年3月31日

収入の部　　差額欄の△は前年決算比減少　単位＝円

No.	項　目	予算額	前年決算額	前年決算比	摘　要
1	会　費	2,380,000	2,375,860	4,140	22地区　11.9万世帯
2	特別会費	384,000	444,500	△ 60,500	役員研修会・都町連・全自連等、の個人負担分
3	市補助金	8,100,000	4,500,000	3,600,000	地区交流160万円、加入促進・広報他300万円、設備備品等350万円
4	その他補助金	572,000	782,000	△ 210,000	都「地域の底力再生事業助成」助成金25年度精算・26年度新規
5	保険手数料	400,000	400,000	0	平成25年度自治会活動保険手数料振替
6	雑　収　入	937,270	907,463	29,807	パソコン研修受講料、端数調整
	小　計	12,773,270	9,409,823	3,363,447	
7	前年度繰越金	526,730	377,587	149,143	
	合　計	13,300,000	9,787,410	3,512,590	

支出の部　　差額欄の△は前年決算比減少　単位＝円

No.	項　目	予算額	前年決算額	前年決算比	摘　要
1	総　会　費	157,400	137,771	19,629	資料他
2	事　業　費	1,104,000	896,348	207,652	ﾊﾟｿｺﾝ研修会
3	地区交流費	1,600,000	1,481,475	118,525	申請予告分
4	活　動　費	5,000	0	5,000	部会等飲み物
5	研　修　費	1,092,000	1,016,749	75,251	研修会35万円　役員研修55万円　新人研修3万円
6	広　報　費	2,072,400	1,942,700	129,700	町自連だより及びホームページ
7	会　議　費	40,000	32,710	7,290	
8	通信・配送費	350,000	336,095	13,905	郵券、町自連だより送料及びインターネット費用
9	事　務　費	510,000	602,700	△ 92,700	印刷機・コピー機リース料含む
10	人　件　費	2,138,000	2,045,675	92,325	事務局人件費
11	渉　外　費	250,000	278,000	△ 28,000	
12	都　町　連	150,000	110,000	40,000	会費50,000他
13	慶　弔　費	50,000	150,000	△ 100,000	
14	役員交通費	20,000	15,400	4,600	
15	備品設備費	3,418,000	62,030	3,355,970	備品設備費補助制度発足により増額
16	図書・資料費	9,800	9,800	0	まちむら
17	八王子市返戻金	18,525	22,560	△ 4,035	
18	雑　　費	49,875	120,667	△ 70,792	
	小　計	13,035,000	9,260,680	3,774,320	
19	予　備　費	265,000	0	265,000	
20	次期繰越金		526,730	△ 526,730	
	合　計	13,300,000	9,787,410	3,512,590	

特別会計予算

No.	項　目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘　要
1	特別定期預金	500,000	0	0	500,000	郵貯定額預金
2	自治会活動保険	402,219	7,671,856	7,688,263	385,812	66,400世帯
	合　計	902,219	7,671,856	7,688,263	885,812	

保険の期中の増減明細　世帯数＝66,443世帯
保険料＝115.54円×66,400世帯＝7,671,856円×95%＝7,288,263円
一般会計振替　⇒　400,000円

八王子市町会自治会連合会会則

第１章　総　則

(名　称)

第１条　本会は、八王子市町会自治会連合会と称し、事務所を八王子市元横山町一丁目２９番地３号に置く。

(目　的)

第２条　本会は、町会･自治会相互の連絡及び親睦をはかり、共通の諸問題について協議し、地域の発展に寄与することを目的とする。

第２章　組織・運営

(構　成)

第３条　本会は、八王子市内の町会・自治会・管理組合を以て構成し、別途定める地域毎に地区連合会を設ける。

２．この会は、地区連合会長を以て運営する。

第３章　事　業

(事　業)

第４条　本会は、第２条の目的を達成するために次の事業を行う。

（1）町会・自治会の自主性確立、福祉の増進と環境浄化に努める。

（2）地区連合会の活動内容の情報交換と問題点を集約し、問題解決に向けての活動を行う。

（3）各官公署その他各種団体と連携し協力する。

（4）その他、本会において必要と認めた事業。

第４章　役　員

(役　員)

第５条　本会に次の役員を置く。

（1）	会　　長	１　名
（2）	副　会　長	若干名
（3）	会　　計	１　名
（4）	監　　事	３　名（H26 年度総会で議決）
（5）	地区連合会長	２６名以内

(職　務)

第６条　役員の任務は次の通りとする。

（1）　会長は、本会を代表し会務を統括する。

（2）　副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

（3）　会計は、本会の会計を処理する。

（4）　地区連合会長は、会の運営に関する事項を協議する。

（5）　監事は、会務並びに会計を監査する。

(選　出)

第７条　役員の選出方法は次の通りとする。

（1）　役員は地区連合会長及びその経験者から選任する。

（2）　会長及び監事は、別に定める選考委員会で候補者を選考し、役員会に諮ったうえ総会で決定する。

（3）　副会長及び会計は、会長が推薦し役員会に諮ったうえ総会で決定する。

(専門部)

第８条　会務遂行のため必要に応じて、役員会の合議により専門部を設置することができる。

(任　期)

第９条　役員の任期は２年とし再任を妨げない。

２．欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

３．辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧　問)

第 10 条　本会に顧問及び相談役を置くことができる。

２．顧問及び相談役は、役員会において推薦し会長が委嘱する。

第５章　会　議

(会　議)

第 11 条　会議は、定期総会・臨時総会・役員会・三役会とする。

２．会議の招集は、必要に応じて会長が召集する。但し、会議の構成員の半数以上が開催を求めたときは、会長はこれを招集しなければならない。

(総　会)

第 12 条　総会は、町会長・自治会長・管理組合理事長(以下「町会長等」という)を以て毎年１回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

２．総会は、次の事項を議決する。

⑴　事業報告及び事業計画の審議

⑵　決算及び予算の審議

(3)　役員の選出
(4)　会則の改廃
(5)　その他重要と認めた事項

３．総会の議長は、町会長等の中から選出する。

４．総会はすべて町会長等の 2 分の 1 以上の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の採決による。

(三役会)

第 13 条　三役会は、会長・副会長・会計を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

２．三役会の議長は、会長がその任にあたる。

３．三役会は、構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(役員会)

第 14 条　役員会は、会長・副会長・会計・地区連合会長を以て構成し、本会の運営に必要な審議をする。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

２．役員会の議長は、会長がその任にあたる。

３．役員会は構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

第 6 章　事務局

(事務局)

第 15 条　会務遂行のため事務局を置く。

(1)　事務局は、会長の指示により会の運営を掌握し事務一切をつかさどる。
(2)　事務局は三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局は町会長等以外から選任することができる。

第 7 章　会　計

第 16 条　本会の経費は、分担金・補助金・寄付金その他を以てこれに充てる。

第 17 条　本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月３１日までとする。

付則１．この会則は、平成 14 年 6 月 8 日から施行するも、設立年度の役員任期は 1 年とする。

２．事務所については決定次第本文に追記できるものとする。

３．この会則は、平成 21 年 5 月 23 日から施行する。

４．この会則は、平成 24 年 5 月 27 日から施行する。

５．この会則は、平成 26 年 5 月 25 日に改正し即日施行する。

地区連合会規程

第１条　会則第３条１項による地区連合会は次の通り区分する。

２．地区連合会の基準は、５町会以上で２，０００世帯以上とする。尚、既存の地区連合会

は、基準に沿うよう努めるものとする。

第２条　前条に基づき次の通り設定する。

（１）	中部地区連合会	７町会･自治会
（２）	東部地区連合会	１０
（３）	元横地区連合会	6
（４）	東南部地区連合会	6
（５）	中央部地区連合会	2
（６）	南部地区連合会	１２
（７）	西部第一地区連合会	7
（８）	西部第二地区連合会	6

（９）	西部第三地区連合会	８
(10)	本町地区連合会	３
(11)	中央地区連合会	２０
(12)	東北部地区連合会	１５
(13)	浅川地区連合会	２２
(14)	由木地区連合会	２０
(15)	横山南地区連合会	２５
(16)	横山北地区連合会	２２
(17)	元八地区連合会	２７
(18)	恩方地区連合会	３０
(19)	川口地区連合会	１８
(20)	加住地区連合会	１４
(21)	由井地区連合会	２０
(22)	北野地区連合会	２１

町会・自治会数　合計　　３２１

付則　この規程は、平成 14 年 6 月 8 日から施行する。

２．平成 14 年 9 月 10 日の役員会にて浅川地区の加盟承認により追記。

３．平成 16 年 3 月新規加盟脱会集計により修正。

４．平成 17 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。

５．平成 18 年 6 月新規加盟脱会集計により修正。

６．この規程は、平成１９年４月１０日改定。

７．平成 19 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。

８．平成 20 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。

９．平成 20 年 6 月新規加盟脱会集計により修正。

10．平成 21 年 5 月分割により修正。

11．平成 21 年 6 月新規加盟脱会集計により修正。

12．平成 22 年 5 月新規加盟脱会集計により修正

13．平成 23 年 5 月新規加盟脱会集計により修正

14．平成 24 年 5 月新規加盟脱会集計により修正

15．平成 25 年 5 月地区連合会再編及び新規加盟により修正

16．平成 26 年 5 月新規加盟脱会集計により修正

会計規程

第１条　この規程は、会則に基づき会計処理及び会計監査について定める。
第２条　予算書の作成は事業計画を基礎にして、役員会で原案を作成し、総会の議決に付する。

第３条　出納事務は、すべて所定の伝票を使用しなければならない。

２．伝票は入金伝票、出金伝票の 2 種類とする。

第４条　伝票は原則として担当者が起票し、会計の検査を得て、会長が決裁する。

２．伝票には領収証又は請求書等の証票類を添付しなければならない。但し、交通費等でその添付が困難な場合はこの限りではない。

第５条　担当者は、入金伝票に現金を添えて入金手続きを行うものとする。ただし、銀行や郵便局等による振込み入金の場合は、入金通知書を入金伝票に添付する。

第６条　担当者は、原則として決裁済みの出金伝票により出金手続きを行う。

２．会計は必要に応じて、小口現金を常備金として事務局に手渡すことができる。

第７条　会計が行う出納事務を円滑にするため、事務局に補助業務をさせることができる。

第８条　郵便局の振替口座は、会計名義で作成し管理する。

２．預金通帳は、会計名義で作成し管理する。

第９条　会計は、伝票に基づいて会計帳簿を作成すると共に、収支計算書を作成しなければならない。

２．会計帳簿には、伝票番号・金額・摘要を記帳する。尚、伝票番号は年度単位の通し番号とする。

第 10 条　会計は、年度末に会計を締め切り、予算書と対比した決算書の原案を作成し、役員会に付議して決算書を作成する。

２．会長は、定期総会前に、監事に決算書を提出し監査を受けなければならない。

３．決算書の監査を受けた後、役員会で確認し定期総会の議決に付する。

第 11 条　監査は原則として年 1 回とするが、監事の判断で必要ある場合は臨時に行うことができる。

２．監事は、監査に必要とする書類の提出を求め、又は役員より事情を聴取することができる。

第 12 条　監事は、監査の都度役員会に報告し、その結果を定期総会に報告しなければならない。

付則　この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

分担金規程

第１条　会則第 16 条に基づく町会・自治会の分担金は総会において決定する。
　　２．１世帯あたり年額２０円とする。
第２条　前条の分担金の算出は、当該年度の「八王子市町会等事務交付金交付申請」の世帯割
　　額の世帯数とする。
第３条　前条の分担金は、定期総会終了後地区連合会毎に、まとめて郵便振替で８月末日までに納入する。

付則　この規程は、平成 14 年 6 月 8 日から施行する。
　　２．平成 16 年 5 月 11 日改正 5 月 30 日承認
　　３．平成 17 年 5 月 10 日改正
　　４．平成 20 年 8 月 12 日改正平成 21 年度より適用する。

役員選考委員会規程

(趣　旨)
第１条　この規程は、会則第７条第１項（２）に定める、会長及び監事の選出について、地域の意思を反映させ公平且つ妥当性を確立し、候補者を選出するために設ける役員選考委員会（以下「選考委員会」という）について定める。
(設置・解散)
第２条　選考委員会は総会前に設置し、総会にて役員選出後解散する。
(構　成)
第３条　選考委員会は、三役及び監事を除く地区連合会長の中から選任された７名によって構成する。
　　２．選考委員会には、委員長及び副委員長を置く。
　　３．委員長は、会務を統括する。
　　４．副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があった場合はその職務を代理する。

(会　議)

第４条　選考委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

２．役員候補の選考にあたっては、委員の過半数の出席で成立し、出席者の全員一致が望ましいが、過半数の賛成を以て議決することができる。

(推　薦)

第５条　選考委員会で選任された候補者は、役員会に報告し役員会の承認を得た上で、総会に提案しなければならない。

付則　この規程は、平成２１年４月２７日から施行する。

専門部規程

(目　的)

第１条　この規程は、組織の運営を効率よく機能させるため、会則第８条に基づき専門部を設置し、役員全員が役割分担して推進することを目的とする。

(専門部)

第２条　会務を円滑に遂行するため、次の専門部を設置する。

(1)　総務部

(2)　広報部

(3)　事業部

(職務分掌)

第３条　各部の職務分掌は以下の通りとする。但し、事務局は各専門部の事務局も兼ねるものとする。

(1)　総務部

広報部及び事業部に関わる部分を除き、総会・総会後の懇親会等、その他会務全般の運営に関わる。

(2)　広報部

広報紙「町自連だより」、回覧「広報　町自連」の発行、ホームページ「町自連」の管理運営を担当するほか情報管理及び広報活動全般を担当する。

①　地区連合会長の下に地区広報部員を置く。

②　地区広報部員は、地区の広報担当として地区連合会長を補佐する。

③　地区の情報は、地区連合会長を通して広報部に提供する。

(3)　事業部

研修会・懇親会等事業の他、事業に関連するその他事項を担当する。

(担　当)

第４条　専門部は、活動を機動的に推進するため、地区連合会長全員を専門部に配属し、会長は全体を統括する。また、事務局は各専門部の事務局担当を補佐する。

２．副会長は、各部の担当として関わる。
３．部長及び副部長は部員の中から選任する。
(その他)
第５条　規程外事項については、役員会で協議する。

付則　この規程は、平成 21 年 9 月 8 日に制定し即日施行する。
２．この規程は、平成 22 年 5 月 11 日改正し即日施行する。
３．この規程は、平成 23 年 6 月 14 日に改正し即日施行する。

弔慰金規程

第１条　本会の町会長・自治会長・管理組合理事長及びその配偶者が次に該当するときには、見舞金あるいは香典･花輪を贈ることができる。
第２条　町会長・自治会長･管理組合理事長の見舞金および弔慰金の内容は次の通りとする。
(1)　不慮の災害による現居住家屋の焼失又は損壊の場合は、損害の程度により役員会で協議の上見舞い金額を決定する。但し、緊急を要すると会長が認めたときは事後報告に代えることができる。
(2)　死亡の場合は、1 万円の香典及び花輪 1 基。
第３条　町会長等の配偶者が死亡した時の香典は１万円とする。
第４条　連絡方法については次の通りとする。
(1)　当該町会・自治会は、地区連合会長に連絡をする。
(2)　地区連合会長は、事務局長に連絡する。
(3)　事務局長は、三役に連絡し指示を受ける。

付則　この規程は、平成 14 年 6 月 8 日から施行する。
２．この規程は、平成 19 年 3 月 13 日改正

表彰規程

第１条　本会の地区連合会長・町会長・自治会長が次に該当するときには、役員会の決定に基づき表彰することができる。

第２条　表彰の基準は次の通りとする。

(1)　地区連合会長・町会長・自治会長を４年以上勤め退任した者。

(2)　本会の運営に特に功労のあった者。

第３条　表彰の内容は次の通りとする。

(1)　感謝状及び記念品を贈呈する。

第４条　連絡方法については次の通りとする。

(1)　当該町会・自治会は、年度末までに就任･退任年月日を明示し、地区連合会長に報告する。

(2)　地区連合会長は、年度始めの会長名簿提出時に会長に報告する。

(3)　会長は、年度始めの役員会に名簿を提出し、表彰の承認を受けるものとする。

第５条　表彰は、原則として定期総会に行うものとする。

付則　この規程は、平成 15 年４月１日から施行する。

事務局員職務規程

(総　則)

第１条　この規程は、会則第 15 条に基づき事務局について定める。

(事務局)

第２条　事務局には、事務局長及び事務局員を置くことができる。

(事務局長)

第３条　事務局長は、会則第１５条に基づき三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局長は町会長･自治会長以外から選任することができる。

２．事務局長は、会長の指示により事務一切をつかさどる。

３．事務局長は、原則ボランティア活動とするが、実費弁償として一定額を支給する。その金額については、三役会で検討し役員会で決定する。

(事務局員)

第４条　事務局員を雇用するときは、会長が行う書類審査と面接結果に基づき三役会で検討・決定し役員会に報告する。

２．採用が決定した者は、雇用契約書(別紙様式)を取り交わし双方が各一部保管する。

３．勤務は、月曜日から金曜日の９時～１２時、１３時～１６時とし、２人制１人勤務とする。但し、国民の祝日及び年末年始は休日とする。尚、三役会・役員会・部会にも出席するものとする。

４．会が行う事業・行事にはボランティア活動となるが、出席するものとし実費費用は会の
負担とする。

５．部会等に出席した場合は、実費弁償として一定額を支給する．その額は、別途三役会で検討し役員会で決定する。

６．賃金は、三役会で検討し役員会で決定する。毎月月末締めで翌月１５日に支払うものとする。尚、通勤交通費は別に定める細則に基き支給する。

(雇用期間)

第５条　事務局員の雇用期間は、一年を超えない範囲としその終期は３月３１日とする。尚、会長が必要と認めるときは、雇用期間を更新することができる。

(勤　務)

第６条　事務局員は、八王子市町会自治会事務所に勤務し、会長及び事務局長の指示により誠実に事務局の職務を遂行する。

２．八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと。

３．町自連、関係機関等の機密を他に漏らさないこと。

４．職務を遂行するにあたって、知り得た個人情報等の漏洩防止のために、次に挙げる事項について遵守しなければならない。

(1)　知り得た情報を第三者に漏らしたり、私的に利用してはならない。退職後も同様とする。

(2)　パソコン等から取得できる個人情報等については、コピー、プリントアウト、その他複製及び他のパソコンやネットワークにデータ送信等をしてはならない。

(臨時事務局員)

第７条　職務の都合上、会長が三役会に諮り臨時の事務局員を置くことができる。この場合、業務一回当り実費弁償として実費を支払うものとする。その額は別途三役会で検討し役員会で決定する。

(その他)

第８条　規程外事項については、役員会で協議する。

付則　この規程は、平成 18 年 9 月 12 日に制定し、平成 18 年 7 月 1 日に遡って施行す

る。

２．平成 19 年 7 月 10 日改正し、平成 19 年 4 月 1 日に遡って施行する。

３．平成 20 年 4 月 8 日改正し、平成 20 年 4 月 1 日に遡って施行する。

４．平成 24 年 4 月 10 日改正し、平成 24 年 4 月 1 日に遡って施行する。

事務局員の通勤交通費細則

(総　則)

第 1 条　この細則は、事務局員職務規程の第 4 条 6 項に基づく通勤交通費について定める。

(通勤交通費)

第 2 条　通勤交通費は、賃金の支払い時に併せて支払うものとする。

(交通費算出基準)

第 3 条　通勤費の対象は、片道２ｋm以上とし、算出基準は下記の通りとする。

１．公共交通機関を利用する場合は実費を支給する。

２．自転車の場合は、月額 2,000 円とする。

３．原付自転車及び二輪自動車の場合

(1)　２～　３ｋｍ　⇒　月額　2,000 円

(2)　３～　６ｋｍ　⇒　月額　3,000 円

(3)　６～　９ｋｍ　⇒　月額　4,500 円

(4)　９～１２ｋｍ　⇒　月額　6,000 円

(5)　１２～１５ｋｍ　⇒　月額　7,500 円

(6)　１５～１８ｋｍ　⇒　月額　8,900 円

(7)　１８～２１ｋｍ　⇒　月額　10,400 円

（その他）

第４条　規程外事項については、役員会で協議する。

付則　この細則は、平成 21 年 7 月 14 日に制定し、平成 21 年 4 月 1 日に遡って施行する。

広告の取扱規程

(目　的)

第１条　この規程は、当会が作成する広報紙等に掲載する広告の取扱について定め、併せて町会

自治会活動に必要で適正な情報の提供に資するとともに、自主財源の確保を図ることを目

的とする。

(広告掲載の対象物)

第２条　会員への情報提供に資する印刷物及び電子情報等は、広告掲載に努めるものとする。但し、役員会が広告掲載を妥当でないと認めるものは、広告掲載の対象から除外する。

(掲載の範囲)

第３条　掲載できる広告は、地区連合会及び町会・自治会等の活動を支援するためのものであって、その範囲は次のいずれにも該当しないこと。

(1)　印刷物等の公共性・中立性及び品位を損なうおそれのあるもの。

(2)　政治・宗教・個人の宣伝に係わるもの。

(3)　公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの。

(4)　その他、役員会が「掲載する広告として妥当でない」と認めたもの。

(広告の掲載順序)

第４条　掲載する広告の種類及び掲載の順位は、次の通りとする。

(1)　国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの。

(2)　私企業のうち、公共的性格のある企業。

(3)　(1)及び(2)に掲げる以外の私企業及び自営業。

(4)　その他、掲載する広告として妥当と役員会で認めるもの。

(広告の掲載位置)

第５条　広告の掲載位置は、原則として次の通りとする。

(1)　「町自連だより」は、一面を除いて広報委員会が指定する位置。

(2)　ホームページは、広報委員会が指定する位置。

(3)　その他、役員会が指定する位置。

(広告掲載料)

第６条　広告掲載料については、印刷物等の作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等も勘案し広報委員会で決定するものとする。

(掲載希望者の募集)

第７条　広報紙及びホームページ等により広告掲載希望者を公募するものとする。

２．前項に係わらず、第４条に定める団体に対し、広告掲載の案内をすることがで

きる。

(広告の申込み)

第８条　広告を掲載しようとするものは、広告掲載申込書(別紙様式)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、会長に申込むものとする。

(広告掲載の決定)

第９条　会長は、前条の申込書を受理したときは、広報委員会に諮り第３条に基づく掲載の可否を決定する。尚、掲載枠を超える応募があった場合は抽選とする。

２．広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知(別紙様式)するものとする。

３．広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という)は、速やかに広告の版下原稿を提出すること。

(広告掲載料の納付)

第 10 条　広告掲載料は、掲載の決定通知後指定する期日までに、一括納入するものとする。

(広告主の責任等)

第 11 条　広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

２．版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第 12 条　会長は、印刷物等の編集・発行上支障があるとき又は指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、もしくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の返還)

第 13 条　広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還する。

(その他)

第 14 条　規程外事項については、役員会で協議する。

付則　この規程は、平成 18 年 10 月 10 日に制定し、即日施行する。

２．平成 19 年 7 月 10 日改正し、平成 19 年 4 月 1 日に遡って施行する。

ホームページのメンテナンス規程

(目　的)

第１条　この規程は、地区連合会及び町会自治会のホームページの開設及びメンテナンスを、　　町自連が関わる場合の費用について定める。

(対　象)

第２条　この規程の対象は、ホームページ「町自連」の回線を使って行うものを対象とし、外　　部リンクするものは対象外とする。

(開設費用)

第３条　町自連で設定したモデルを使用する場合の当該団体の製作費用は、20,000 円とする。

尚、地区連合会の場合は町自連の負担とする。

(メンテナンス費用)

第４条　開設したホームページの内容を更新する時の当該団体のメンテナンス費用は、下記の

通りとする。尚、作業を自前で行う場合には作業費用は不要となる。

(1)　立会い費用　　1,500 円／回

(2)　作業費用　　3,000 円／回

２．地区連合会の場合は、年間 4 回まで町自連の負担とする。

(容　量)

第５条　一回当りのメンテナンス容量は、Ａ４(写真込)換算で 5 枚以内とする。尚、多い場合は　別途相談することとする。

(保存期間)

第５条　内容の保存期間は、最長一年間とする。

付則　この規程は、平成 20 年 4 月 8 日に制定し、即日施行する。

２．平成 20 年 8 月 12 日に改定し、即日施行する。

ホームページの倫理規程

(趣　旨)

第１条　この規程は、町自連ホームページ(町自連＝ちょうじれん)・地区連合会ホームページの作成及び更新のほか、地区連合会及び各町会自治会のホームページをリンクする場合の遵守するべき基準について定める。

(目　的)

第２条　ホームページは、八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)の役員会

が設置した広報委員会の責任の下に、傘下の町会自治会をはじめ八王子市民に対して、人々の交流・親睦をはじめ安全・福祉・健康等更なる増進強化を図り、町会自治会活動の活性化を図るための、情報発信のツールとして活用することを目的とする。

(広報委員会の権限)

第３条　広報委員会では、ホームページに掲載する内容が、前条の目的に沿うものであることの確認を行い、目的を逸脱し公序良俗に反すると判断した場合は、掲載しないものとする。

(リンクの禁止)

第４条　第２条に定める目的から逸脱するところのリンクの設定は禁止する。

(掲載の禁止事項)

第５条　以下の項目については、ホームページに掲載することを禁止する。

１．役員会で未承認事項
２．第三者への誹謗･中傷
３．わいせつな画像･文章
４．著作権を侵害するような記事
５．暴力を助長するような記事
６．特定の宗教･政治団体を支持し、又は反対すること。
７．システムの破壊及び正常な運営の妨害につながる情報の掲示
８．人権侵害や名誉毀損等、法律に触れる内容を含むもの
９．その他不適切な内容を含む記事

(その他)

第６条　規程外事項については、役員会で協議する。

付則　この規程は、平成 20 年 11 月 11 日に制定し即日施行する。

町会等地区連合会交流事業補助金交付規程

(趣　旨)

第１条　この規程は、町会自治会等の連合団体である地区連合団体が実施する交流事業に対し、

八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)が、当該年度において予算の範囲で交付する補助金について、必要な事項を定める。

(目　的)

第２条　町会等地区連合会の交流事業を推進し、地域活動の活性化に資することを目的とする。

(地区連合会)

第３条　この規程における「地区連合会」とは、町自連に届け出た町会・自治会・管理組合の
ほか、地域を中心として複数で構成されたもので、自主的かつ民主的に組織し運営されていて市に届出済みの団体をいう。更に、単位町会等間の親睦と融和及び地域福祉の向上を図るため、各種の公共性のある活動を行っている団体をいう。

(交付の対象)

第４条　補助金の交付の対象となる事業は、町会活性化のため、地区連合会の交流事業として
ふさわしい内容のもので、年１回とする。

(対象経費)

第５条　補助の対象となる経費は、次の通りとする。

①　報償費(講師謝礼等)　②　借上げ費(会場・バス等)　③　印刷費　④　交通費

⑤　教材等購入費　⑥　通信運搬費　⑦　その他会長が特に認めた経費

(算定基準)

第６条　補助金の額は、１地区連合会につき 10 万円以内とする。

(交付申請)

第７条　補助金の交付を受けようとする地区連合会は、交付申請書(第 3 号様式)に事業計画書等
の関係書類を添えて、指定する期日前までに会長に提出するものとする。

(交付決定)

第８条　会長は、前条の交付申請を適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、交付決定
通知書(第 4 号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第９条　補助金の交付については、前条に定める交付決定通知の後、申請者からの請求に基づ
き 30 日以内に行うものとする。

(補助金の経理と実績報告)

第 10 条　補助金は、地区連合会の会計に繰り入れた上、第５条に定める事業費として使用しなければならない。

２．交流事業が完了したときは、完了後１ヶ月以内に事業に要した費用の実績報告書(第
5 様式)を収支決算書等の関係書類とともに提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第 11 条　前条第 2 項の実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が交付決定の内容

及びこれに付した条件に適合すると認められる場合には、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(第 6 号様式)により申請者に通知するものとする。

(取消し及び返還)

第 12 条　次の各号に該当する場合は、会長は、補助金の交付を取消し、または既に交付した補

助金の返還を命じることができる。

(1)　補助金をその目的に反して使用したとき。

(2)　その他この規程に違反したとき。

(補助金に関する調査)

第 13 条　会長は、補助金の交付について必要と認めるときは、地区連合会に対し、交流事業関係書類及び補助金の経理に関する書類を提出させ、または実地に調査することができる。

付則　この規程は、平成 20 年 4 月 8 日制定し、平成 20 年 4 月 1 日に遡って施行する。

２．平成 20 年１1 月１1 日に改定し、即日施行する。

平成25年度　審議会・委員会等委員の参加状況

No.	審議会・委員会等名称	人数	所管部署名
	【行政審議会・委員会】		
1	八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会	1	総務部総務課
2	八王子市談合監視委員会	3	財務部契約課
3	八王子市生活安全対策協議会	1	生活安全部防犯課
4	八王子市暴走族追放推進連絡協議会	1	生活安全部防犯課
5	八王子市親切会	2	市民活動推進部協働推進課
6	八王子市防災会議	1	生活安全部防災課
7	八王子市国民保護協議会	1	生活安全部防災課
8	はちおうじ健康づくり推進協議会	2	保健所　健康政策課
9	八王子市子ども・子育て支援審議会	1	こども家庭部こどものしあわせ課
10	八王子市迷惑駐車等防止対策連絡会	1	交通事業課
11	八王子市交通安全対策協議会	1	交通事業課
12	八王子市市民企画事業補助金審査委員会	1	市民活動推進部協働推進課
13	八王子市男女共同参画施策推進委員会	1	市民活動推進部男女共同参画課
14	八王子市斜面緑地保全委員会	1	環境部環境保全課
15	八王子市環境審議会	1	環境部環境政策課
16	八王子市海外都市交流連絡推進協議会	1	市民活動推進部多文化共生推進課
17	八王子市保健福祉センター運営協議会	1	東淺川保健福祉センター
18	八王子市ごみゼロ社会推進協議会	3	環境部ごみ減量対策課
19	八王子市まちづくり審議委員会	1	まちなみ整備部まちなみ景観課
20	八王子市地域公共交通会議	1	交通企画課
21	八王子市特別職報酬審議会	1	総務部職員課
22	八王子市市史編纂審議会	1	市史編纂室
23	八王子市地域福祉推進協議会	1	福祉部福祉政策課
24	八王子市行財政改革推進審議会	1	行財政改革部行革推進課
25	八王子市環境推進会議	1	環境部環境政策課
26	八王子市市民参加推進審議会	1	総合経営部広聴課
27	八王子市地域包括支援センター等運営協議会	1	福祉部高齢者福祉課
28	八王子市保護司候補者検討協議会	1	東京保護観察所立川支部
29	八王子市保健所協議会	1	保健所　健康政策課
30	認知症高齢者ネットワーク会議	1	福祉部高齢者福祉課
31	八王子市温暖化防止センター運営委員会	1	環境部環境政策課
32	八王子市障害者自立支援協議会	1	福祉部障害者福祉課
33	八王子市景観審議会	1	まちなみ整備部まちなみ景観課
34	八王子市消費生活審議会	1	市民部消費生活センター
35	八王子市環境マネジメントシステム監視員	1	環境部環境政策課
36	八王子市自転車駐車問題対策協議会	3	交通事業課

平成25年度　審議会・委員会等委員の参加状況

No.	審議会・委員会等名称	人数	所管部署名
	【検討会・策定委員会】		
1	八王子市学校安全対策検討委員会	1	学校教育部教育総務課
2	高齢者計画・介護保険事業計画策定委員会	1	高齢者いきいき課
3	八王子市中心市街地活性化基本計画策定委員会	1	中心市街地対策課
4	八王子市都市計画マスタープラン検討委員会	1	まちなみ整備部住宅対策課
5	八王子市障害者計画及び障害者福祉計画策定委員会	1	障害者福祉課
6	八王子市地域福祉計画策定検討委員会.	1	福祉政策課
7	八王子市交通マスタープラン検討委員会	1	交通企画課
8			
	【指定管理者選定委員会】		
1	学童保育所指定管理者選定委員会	1	こども家庭部児童青少年課
2	八王子市市民活動推進部所管施設指定管理者選定委員会	1	市民活動推進部学園都市文化課
3	八王子市長房ふれあい館指定管理者選定委員会	1	市民活動推進部協働推進課
4	八王子市営駐車場指定管理者選定委員会	1	道路事業部交通事業課
5	八王子市恩方老人憩いの家指定管理者選定委員会	1	大横保健福祉センター
6			
7			
8			
	【その他委員会】		
1	八王子市斎場近隣運営協議会	3	斎場事務所
2	青少年対策地区委員会	466	こども家庭部児童青少年課
3	八王子市砕石・ダンプ対策協議会	12	環境部環境保全課
4	館清掃工場運営協議会	6	館清掃工場
5	北野清掃施設・下水施設関係町会連絡協議会	6	北野清掃工場
6	戸吹最終処分場清掃事業施設対策協議会	1	戸吹清掃工場
7	圏央道八王子西インターチェンジ周辺まちづくり検討委員会	15	基盤整備推進課
8			

平成25年度　審議会・委員会等委員の参加状況

No.	審議会・委員会等名称	人数	所管部署名
	【行政外郭団体等】		
1	八王子市学園都市文化ふれあい財団　諮問委員	1	
2	八王子まつり	1	
3	八王子まつり実行委員会	22	
4	全関東八王子夢街道駅伝競走大会　実行委員・運営委員	9	
5	八王子社会福祉協議会　理事・評議員	15	
6	美しい八王子をつくる会	22	事務局＝ごみ減量対策課
7	東京都赤十字協賛委員支部協議会	1	日本赤十字社東京都支部
8	八王子交通安全協会	1	
9	高尾交通安全協会	1	
10	八王子防犯協会	1	
11	八王子防火防災協会	2	
12	「租税教育推進宣言の街・八王子」協議会	1	
13	ガスパール・カサド国際チェロ・コンクール実行委員会	1	事務局＝学園都市文化課
14		1	
15	社会を明るくする運動八王子実施委員会	1	生涯学習総務課
16	八王子いちょう祭り祭典委員会	1	祭典委員会
17	八王子国際協会	1	八王子国際協会
18	八王子市社会福祉協議会ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動推進協議会	1	八王子市社会福祉協議会
19	〃　いきいきﾌﾟﾗﾝ八王子推進委員会	1	〃
20	〃　歳末たすけあい募金配分検討委員会	1	〃
21	八王子花火大会実行委員会	1	八王子観光協会
22			